

一時金支給法成立から4年にあたり、

優生保護法問題の全面解決を求める弁護士声明

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「一時金支給法」という）が成立し、施行されてから本日で4年を迎える。

一時金の支給期間は残り1年となったが、同法の対象となる被害者は少なくとも約2万5000人とされているところ、2023年3月末日現在の支給認定は1047件と被害者の約4.1%にとどまり、厚生労働省が生存していると推計する1万2000人の1割にも満たない。昨年同時期から支給認定が57件しか増加していないことから、多くの被害者が、一時金支給法はもとより自分の被害について正確に知ることさえできていない状況であることが分かる。

このような状況のまま、残り1年の一時金支給期間が経過してはならない。国が調査によって個人記録を確認した3400人に対し個別通知を行い、一時金の申請を促すなど、すぐに行えることもある。また、一人の被害者も取り残さないために、一時金の申請に至っていない新たな被害者を発見するための取り組みも、早期かつ確実に実施する必要がある。

さらに、一時金支給法21条で行うとされている調査について、施行から4年が経過した現時点においても結果は明らかになっていない。国が優生手術被害のような事態を二度と繰り返さないため、そして、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、という目的に即した調査を行ない、公表すべきである。

他方、一連の優生保護法国賠訴訟は、昨年2月の大阪高裁判決以降、今年3月23日の大阪高裁判決まで、7件もの被害者勝訴の判決が相次いでいる（うち4件が高裁判決）。

国は、控訴・上告し、争い続けているが、優生保護法による被害が日本国憲法下において他に類をみない人権侵害であることから、優生保護法被害に対して除斥期間を適用することは「著しく正義・公平の理念に反する」として、国に賠償責任を認める司法判断は、すでに確定的なものとなっている。

そして、今年3月23日の大阪高裁判決が、国が優生条項の憲法違反を認めようとせず、訴訟において除斥期間の適用を主張するなどその責任を否定し続けていることも考慮し、一時金支給法を制定したとしても除斥期間の適用を制限する特段の事情があると判断したとおり、その責任は、一時金支給法の存在に関わらないのである。また、これまでの原告勝訴判決で認められた賠償額は一時金の320万円を大幅に上回り、その対象も一時金支給法では認められていない被害者の配偶者まで認められている。判決は、一時金支給法の制定によって優生保護法問題が解決したとは考えていない。

被害者の多くが高齢であり、国が自ら加えた重大な人権侵害の責任を取り、被害回復をするためには一刻の猶予も許されない。

国は、自ら行った非人道的な憲法違反の被害に向き合い、岸田総理大臣が直接被害者に謝罪した上で、全面解決へ向けた話し合いを開始し、各地訴訟は和解解決等によって終結させ、一時金支給法の改正を含む、優生保護法問題の全面解決を行うべきである。

当弁護士も、これまでと同様、優生保護法被害者の一日も早い被害回復と早期全面解決、さらに、優生思想を克服し、誰もが等しく個人として尊重される社会の実現に向けて、責任を果たす所存であることを改めてここに表明する。

2023年4月24日

全国優生保護法被害弁護士団

共同代表 新 里 宏 二
同 西 村 武 彦